

# 「要請」及び「協力金」の対象例

営業時間短縮・酒類提供停止の要請対象(協力金の対象・対象外)と要請対象外となる店舗がありますので本チャートにより御確認下さい。

## 対象店舗判定チャート

食品衛生法第55条の許可を受けた、同法施行令第35条第1号「飲食店営業」に定める営業を行う店舗か

いいえ

はい

飲食を主な業としている(最も大きな割合を占めている)店舗か(※)

〔日本標準産業分類上、中分類76「飲食店」(客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所(「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く))〕

(※) ホテル・旅館・スーパー銭湯内にある、飲食をその場で提供する独立した区画については、店舗とみなす。

いいえ

はい

以下のいずれかに該当するか

遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、カラオケ店)  
結婚式場(結婚式場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)であって披露宴等を行うもの)

いいえ

はい

飲食とともに飲食のスペースを利用者に提供しているか

※以下は飲食のスペースの提供には含まれない

〔テイクアウト専門店、デリバリー専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ等の小売店、ネットカフェ・漫画喫茶、屋台・キッチンカー、ホテルや旅館の宿泊者に限定して食事を提供する食堂・客室〕

いいえ

はい

令和3年10月以降、営業時間短縮を要請した日(令和4年2月18日)までに、午後8時から翌日午前5時までの間に営業時間を設けて営業をしていたか

いいえ

はい

まん延防止重点措置期間中に要請に応じ、以下のいずれかを実施[必須]

A: 午後9時から翌午前5時まで営業を行わず、かつ午後8時以降酒類提供(持込みを含む)をしないこと  
「ふじのくに安全・安心認証」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証」を受けた者に限る

B: 午後8時から翌午前5時まで営業を行わず、かつ終日酒類提供(持込みを含む)をしないこと

はい

要請対象外

要請対象・協力金対象外

要請対象・協力金対象

### 「要請対象」店舗(例)

食堂、レストラン、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、寿司店、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼・焼きそば・たこ焼き店、定食屋、結婚式場、フードコート内にある飲食店、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で披露宴等を行うもの、ホテル・旅館・スーパー銭湯内のレストラン、「飲食店営業」許可を有するカラオケ店など

### 「要請対象外」店舗(例)

ホテル・旅館等での宿泊者に限定して食事を提供する食堂、「飲食店営業」許可のないカラオケ店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニ等の小売店、テイクアウト・デリバリー専門店、弁当屋、屋台・キッチンカー、映画館等の売店、社員食堂、学生・社員寮等の食堂、自動販売機、ネットカフェ・漫画喫茶、ピアノ・音楽・英会話教室、エステ、マッサージ、乗馬クラブ、服屋・靴屋・雑貨屋・ペットホテル・ブティックなどに併設された飲食コーナーなど